

別表3（第4条関係）

（千円）

対象番号	対象物の種類	経費の種別	助成率	助成限度額
①	建築物（景観重要建造物を除く。）	建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替又は色彩の変更に係る工事費のうち外観に係る経費	1 / 2	1,000
②	景観重要建造物	景観重要建造物の修繕に係る工事費のうち外観に係る経費	1 / 2	3,000
③	工作物（景観重要建造物を除く。）	門、塀、石垣等の新設、増築、改築、修繕、模様替又は色彩の変更に係る工事費のうち外観に係る経費	1 / 2	1,000
④	屋外広告物	広告物の設置、除却等に係る経費	1 / 2	500
⑤	その他	良好な景観の形成に寄与すると認められる行為に係る経費	1 / 2	1,000
⑥	市長が特に必要と認めるもの	市長が特に必要と認める行為に係る経費	市長が別に定める額	

※①及び③については、空き家の利活用を行う場合には、経費の1/4の助成率の加算を行う。（加算限度額 250千円）